

公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要綱（手順書） 改正・新旧対照表（2020年3月27日）

変更箇所	旧	新
最新改訂	令和1年6月28日	令和2年3月27日
第4条第1項	<p>(審査委員会の構成)</p> <p>第4条 審査委員会は、病院長が指名する者計13名以上をもって構成する。なお、病院長は審査委員会の委員が男女両性で構成されるよう指名し、病院長は審査委員会の委員になることはできないものとする。</p> <p>1) 委員長は、委員の中から病院長が指名する。 2) 副委員長は、委員の<u>互選</u>により 2名選出する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(審査委員会の構成)</p> <p>第4条 審査委員会は、病院長が指名する者計13名以上をもって構成する。なお、病院長は審査委員会の委員が男女両性で構成されるよう指名し、病院長は審査委員会の委員になることはできないものとする。<u>委員の指名に際して病院長は、院内書式11「臨床試験審査委員会委員指名書」を交付する。</u></p> <p>1) 委員長は、委員の中から病院長が<u>1名選出し</u>指名する。 2) 副委員長は、委員の<u>中から委員長が2名を選出し</u>、病院長が指名する。</p> <p>(以下省略)</p>
第4条第2項	2 委員長及び委員の任期は <u>1年</u> とするが、再任は妨げない。	2 委員長、 <u>副委員長</u> 及び委員の任期は1年とするが、原則として本人から辞任の申し出があるまでの間は自動継続とする。なお、継続となった場合には、任期が切れた後の直近の委員会の際に改めて指名書を交付する。
第4条第3項	<u>(新設)</u>	3 病院長は、任期途中であっても委員長、副委員長及び委員を直ちに解任することが出来る。
第4条第4項	3 審査委員会に欠員が生じたとき、必要に応じ病院長は指名により委員を補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。	4 病院長は、審査委員会に欠員が生じた場合、必要に応じて委員を補充する。なお、委員の補充に際しては、任期を前任者の残任期間とし、本条第1項に準じて手続きを行うこととする。
附則		<p><u>附 則</u></p> <p>1 本要綱は、令和2年3月27日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、な</p>

お、廃止前の要綱の例による。

2 公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要  
綱（手順書）（令和1年6月28日 改訂）は廃止する。

以上